

国立研究開発法人国立循環器病研究センター寄付研究部設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター組織規程（平成22年4月1日規程第1号）第17条、第112条の2又は第144条の規定に基づき設置する国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）寄付研究部について、その設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 寄付研究部は、センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第14条第1号に規定する業務を実施するに当たり、寄付者からからの寄付を有効に活用して、循環器疾患の究明と制圧のため研究の進展及び充実並びに医療の向上を図ることを目的として設置する。

(設置及び運営の原則)

第3条 寄付研究部の設置及び運営は、次によるものとする。

- (1) 寄付者からの寄付金を活用して設置及び運営するものであること。
- (2) 研究の進展及び充実のため、センターの主体性が確保されるよう十分な配慮のもとに設置及び運営するものであること。

(名称)

第4条 寄付研究部には、当該研究の内容を示す名称を付する。

- 2 寄付研究部の名称について、寄付者から申し出があったときには、寄付者が明らかになるような字句を名称に付することができる。

(設置の申込み)

第5条 寄付研究部門長は、寄付者から国立研究開発法人国立循環器病研究センター寄付受入規程（平成22年4月1日規程第34号。以下「寄付受入規程」という。）

第6条の規定に基づき寄付の申出があり、寄付研究部を設置する必要があると認めるときは、理事長に対して、寄付申出書の写及び寄付研究部の概要（別紙様式1）を添えて、設置の申請を行うものとする。

(設置の決定等)

第6条 理事長は、前条の申込みがあったときは、外部資金受入審査会及び理事会の議を経て、当該寄付研究部の設置の可否についての決定を行うものとする。

- 2 理事長は、寄付研究部の設置を決定したときは、当該寄付研究部の概要を公表す

るものとする。

(設置期間)

第7条 寄付研究部の設置期間は、3年以上5年以下とする。

- 2 寄付研究部門長は、前項の設置期間が終了する前に新たに寄付者からの寄付の申出があり、必要があると認めるときは、寄付研究部の設置期間の延長を申請することができる。ただし、設置した時期から10年を超えて延長することはできない。
- 3 理事長は、前項の申請があったときには、それまでの期間における研究内容の評価を行うこととし、外部資金受入審査会及び理事会の議を経て、当該共同研究部の延長の可否についての決定を行うものとする。
- 4 第5条及び前条の規定は、延長の場合に準用する。この場合において、第5条中「及び寄付研究部の概要(別紙様式1)」とあるのは、「寄付研究部の概要(別紙様式1)及び寄付研究部におけるこれまでの活動状況を明らかにする資料」と読み替えるものとする。

(寄付研究部の構成)

第8条 寄付研究部には、部長、室長又は医長に相当する者1人を含む2人以上の職員を置くものとする。

- 2 寄付研究部に所属する職員の名称は、寄付研究部職員とする。

(寄付研究部職員の職務)

第9条 寄付研究部職員は、その所属する寄付研究部において実施することとされている研究に従事するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、寄付研究部職員は、研究の遂行に支障のない範囲内で、当センターでの診療、教育及び前項に掲げる研究以外の研究に従事することができる。

(従事制限等)

第10条 寄付研究部職員は、利益相反の防止の観点から、センターが行う購買等に関する意思決定に関与(購買等の意思決定に関連する会議体の構成員になることを含む。)してはならない。

(寄付研究部に要する経費の取扱い)

第11条 寄付研究部を設置する場合の寄付受入規程第8条の適用については、同条中「20%」とあるのは「13分の3」と読み替えるものとする。

- 2 理事長は、前項に掲げるもののほか、寄付研究部の設置及び運営に当たって、より効果的及び効率的に研究を行うために必要な場合には、寄付金からそのために要

する経費を徴収するものとする。

(寄付金の受入れ)

第12条 寄付研究部の設置及びに係る費用等の寄附は、当該寄付研究部の設置期間（第7条に規定する設置期間の延長が行われる場合には、当該延長される期間とする。）に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度毎に分割して受け入れることができる。

(特許等の取扱い)

第13条 寄付研究部の発明に係る特許権等の取扱いについては、国立研究開発法人国立循環器病研究センター職務発明等規程（平成22年4月1日規程第42号）の定めるところによる。

(研究内容等の変更)

第14条 寄付研究部門長は、寄付受入規程第10条の規定に基づき、寄付金の目的が変更され、研究内容等の変更を行うことが必要となったときは、理事長に対して研究内容等の変更の申請を行うものとする。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の変更の場合に準用する。

(進捗状況及び終了の報告)

第15条 寄付研究部職員は、寄付研究部の設置期間中、毎年度の進捗状況等を、当該年度終了後3月以内に、理事長に報告しなければならない。

2 寄付研究部職員は、寄付研究部における研究が終了した場合には、寄付受入規程第11条の規定に基づき、設置期間終了後おおむね1月以内に、研究成果概要を寄付者へ報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 本規程施行前に適用されていた「国立研究開発法人国立循環器病研究センター寄付プロジェクト研究部設置・運用要領」（平成28年3月31日要領第32号）は、廃止する。

3 この規程の施行日前に設置されていた寄付プロジェクト研究部については、施行日において寄付研究部として設置されたものとして取り扱うこととし、当該寄付研究部については、第7条第1項、第8条及び第11条第1項の規定は適用しない。

附 則（令和6年規程第435号）

(施行期日)

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

別紙様式第 1

寄付研究部の概要

- 1 寄付研究部職員の所属
- 2 寄付研究部の名称
- 3 寄付者
- 4 寄付者の概要
- 5 寄付予定額（施設設備等を併せて寄付する場合はその概要）
- 6 寄付の時期及び期間
- 7 寄付金の使途
- 8 寄付の方法
- 9 担当予定職員名及び職名
- 1 0 寄付研究部の研究目的及び研究課題
- 1 1 寄付受入れの必要性